

「律法違反」と「諸力」罪論の包括的理解を目指して

岡谷和作

序言

罪論はキリスト教倫理における重要な概念である。キリスト教の「救い」とは第一義的に罪からの救いであり、罪の理解はすなわち「何からの救いか」という救済論的な問いにも繋がる。近年パウロ研究において、パウロの罪理解を個人の律法違反としてではなく、「諸力」として理解する動きが盛んである。¹しかし、そのような第三者的諸力としての罪論は、伝統的な個人の違反行為としての罪論と一見矛盾する。この二つの罪論は二者択一なのか、それとも両立しうる概念なのか。本論文の目的は、二つの罪論の釈義的課題や優劣を検証することではなく、二つの罪論を総合的に捉える神学的枠組みを試案することである。具体的には、近年心の哲学や社会哲学において用いられる創発理論を一つのモデルとして、個人と諸力の両面から罪という複合的現象を捉えることを目指す。

I 二つの罪論の概観

伝統的罪論

「罪とは何か」という問い合わせに対し、ウェストミンスター小教理問答は、「罪とは、神の律法に少しでもかなわないこと、あるいは、それに違反することです」と答える。²西洋神学の伝統的な罪論において、罪は第一義的に律法違反とし

¹ 山口希生、「宇宙的な力としての罪」、『福音主義神学』48号（2017）：21-44.

² 『ウェストミンスター小教理問答』問14（日本キリスト改革派教会公認訳）

http://www.rcj-net.org/Westminster_Shorter_Catechism.pdf

て理解されてきた³。罪を「犯す」という日本語表現が示唆するように、罪とは個人が犯すものであり、個人の自由意志の行使の結果として理解される。このような罪理解はカトリック・プロテstantoを問わず、西洋神学のなかで脈々と受け継がれてきた。例として、トマス・アクィナスは「意志とは、(善行および悪行や罪のような)自発的な行為の原理であり、よって罪の原理である。したがって、罪はその主体として意志の中にあると結論づけられる。」と語り、人間の意志こそが自由意志の主体であり、よって罪の主体であるとする⁴。近代の福音主義神学者、ヘンリー・ブロシャーも、「古典的な定義によれば、罪とは神の律法に適合しないことである。聖書の証言は、全体としてこの定義を裏付けている」と記している⁵。

パウロ研究においては、罪は必ずしも律法違反に限定して理解されていたわけではない。例えばジョージ・エルドン・ラッドはローマ書において罪が偶像礼拝として描かれていることを指摘する⁶。レオン・モリスも、「パウロは罪を定義していない」としつつ、「彼にとって罪とは第一義的に神に逆らうことである（例：ロマ 8:7、1コリ 8:12）」と、神への反逆としてパウロの罪論を理解する⁷。しかし偶像礼拝であれ神への反逆であれ、いずれにせよ伝統的には罪は個人の行為として理解されてきたといえるだろう。そのような人間の行為に焦点を当てた罪論は、ローマ書における罪の擬人的描写を単なる比喩として解釈する傾向にあった。その最たる例がブルトマンの「非神話化」である。ブルトマンはローマ 5-8 章において罪が擬的に描写されていることに言及しつつも、そのような表現は文字通り捉えることはできず、あくまで比喩として理解

³ 「律法違反としての罪」理解に関しては以下を参照せよ。

⁴ トマス・アクィナス、『神学大全』IIa. q. 74 a. 1. (以後、日本語文献以外の直接引用は全て筆者訳)

⁵ Henry Blocher, “Sin” in *New Dictionary of Biblical Theology*, ed. T. Desmond Alexander (Westmont: IVP, 2000), 783.

⁶ George Eldon Ladd, *A Theology of the New Testament*, ed. Donald Hagner (Grand Rapids: Eerdmans, 1993), 444-445.

⁷ Leon Morris, “Sin” in *Dictionary of Paul and His Letters*, eds. Gerald F. Hawthorne, Ralph P. Martin, and Daniel G. Reid (Westmont: IVP Academic, 1993), 876.

するべきだと記す。ブルトマンにとっては、「これらの諸力の擬人化は、人類が自ら行動的主体である能力を失ったことの表現」に過ぎないのである⁸。

諸力としての罪論⁹

上記のような伝統的罪理解に対して、ルイス・マーティンやB.R.ガヴェンタなど、のちに「默示的パウロ学派」と呼ばれる新約学者達によって罪を「宇宙的な力」として理解する動きが顕著となる¹⁰。ローマ書における諸力としての罪論が最も端的に述べられているのはガヴェンタの論文「ローマ書における宇宙的罪の力」だろう。¹¹ガヴェンタはまず、従来の聖書学者達が単なる比喩表現として捉えてきた罪の擬人的描写に注目し、それは例外的描写ではなくパウロの罪理解の中心であると述べる。「ローマ書においては特に、罪とは大文字の罪（Sin）である。それは小文字の罪（sin）、すなわち違反行為ではなく、

⁸ Rudolph Bultmann, *Theology of New Testament Vol.1* (Waco: Baylor University Press, 2007), 245. (筆者訳) ブルトマンは決してパウロの神話的因素を矮小化しようとしているのではなく、現代人に理解可能な形に翻訳することを目指した。しかしそれによって第三者としての罪の存在が、人間の主体性の限界へと置き換えられてしまったといえるだろう。

⁹ Power の訳として諸力が適切なのかという指摘を編集委員から頂いた。諸力という用語は第三者的存在としての罪を表す用語として日本語の文献においてすでに用いられている表現であり、本稿は聖書学の用語の是非を論じるものではないため、暫定的に「諸力」を用いる。しかし引用文献における単数系の power (力) と複数形の powers (諸力) のニュアンスの違いについては原文に忠実に翻訳を心がけた。

¹⁰ 默示的パウロ学派以前から力としての罪の側面に注目した聖書学者は存在していた。エイレナイウスやルターなどにも力としての罪理解に類似する表現が見受けられることはアウレンなどによって指摘されているとおりである。しかし、東方神学者のカリアド・アナトリアスらが指摘するように、アウレンのような方法論は、歴史上の神学者を特定の救済論モデルに還元してしまう危険性が常にあることを意識する必要はあるだろう。アナトリアスは東方神学が勝利者イエス論に還元されない、より幅広い救済論を含んでいることを示している。Khaled Anatolios, *Deification through the Cross: An Eastern Christian Theology of Salvation* (Grand Rapids: Eerdmans, 2020), 23-25.

¹¹ Beverly Roberts Gaventa, “The Cosmic Power of Sin in Paul’s Letter to the Romans: Toward a Widescreen Edition,” *Interpretation* 58, no. 3 (2004): 229-40.

人間の傾向や人間性質の欠陥ですらなく、大文字の罪（Sin）である。それは人類を奴隸とし、神に敵対する諸力なのである。」¹² ガヴェンタはローマ書において罪が動詞の主語として多数用いられていることに着目し、ローマ書全体における「罪の履歴書（resume of sin）」を提示する。罪は、「『世界に入り』（5:12）、『増し加わり』（5:20）、『支配し』（5:21；6:12,14）、『欲望を引き起こし』（7:8）、『生き』（7:9）、『私のうちに住む』（7:17,20）。」¹³ これらの箇所から、罪は「宇宙的テロリスト」として描かれており、「ローマ人への手紙において、罪が主要な登場人物であることは明らかである」と結論づける¹⁴。

また、キリスト教倫理や政治神学の分野においても、解放の神学の発展に伴い、「個人の罪」を超えた、社会的・制度的罪の存在が取り上げられるようになる。そこで罪の主体として語られるのが「諸力（principalities and powers）」である。例えばメノナイト神学者のジョン・ハワード・ヨーダーは『イエスと政治』の中で、「個人主義的なプロテstant神学は、使徒パウロが社会的課題について語っていないという前提をもっていた」ことを指摘し¹⁵、罪の社会的側面に目を向ける¹⁶。同様に、ウォルター・ワインクは『諸力を名付ける（Naming the powers）』において、諸力とは「組織や国家やシステムの内面的あるいは靈的な本質、あるいはゲシュタルトのことであり、悪魔とは、他者を抑圧しようとするエネルギーを持つ組織や個人、あるいは個人の内面から発せられる精神的あるいは靈的な力のことである」と記し、社会構造だけには還元されない諸力の靈的な側面を指摘する¹⁷。ヨーダーもワインクも罪と諸力を直接イコールで語っているわけではなく、あくまで罪を犯す主体として諸力に言及しているにすぎない。しかし、神に敵対する諸力としての罪という默示的パウロ理解との

¹² 同上、231

¹³ 同上、230

¹⁴ 同上。

¹⁵ John Howard Yoder, *The Politics of Jesus: Vicit Agnus Noster*, (Grand Rapids: Eerdmans, 1996), 152. (筆者訳)

¹⁶ 同上、156-157.

¹⁷ Walter Wink, *Naming the Powers: The Language of Power in the New Testament*, (Minneapolis: Augsburg Fortress, 1984), 5-6.

親和性は顕著だといえるだろう。

諸力の範囲

議論を進める前に、「諸力」が具体的に何を指しているかを確認しておこう。ローマ書 5-8 章における罪の擬人的表現やコロサイ 2:15 などで用いられる「支配 ($\alphaρχὴς$) と権威 ($\εξουσίας$) (英語訳聖書では *principalities and power* と訳される)」を罪の諸力と理解し、神・人間・諸力の 3 者的宇宙論を展開するのが一般的な黙示的パウロ学派における罪理解だといえる¹⁸。しかしこれらの諸力がサタンを含む宇宙的な力のみを意味するのか、もしくはローマ帝国を含む地上権力などの社会制度を含むのかについては曖昧である。マイケル・バードと N.T. ライトが指摘するように、宇宙的諸力と、目にみえる地上の権力の明確な区別をパウロは行なっていない。「パウロの世界観において諸力 (powers) とは、私たちが述べるところのこの世的なものであると同時に私たちが述べるところの天的、もしくは超自然的なもの両方を指すのである。」¹⁹また、新約聖書における「諸力」の表現はその対象が曖昧である。諸力 (principalities and powers) の文脈で語られることの多い $\alphaρχὴς$ と $\εξουσίας$ は新約聖書に 10 回登場する²⁰。エペソ 6:12 は、明確に宇宙的力として「諸力」を描写しているが、他の箇所では、テトス 3:1 のように地上の社会制度やローマ帝国の権威を指す用語として使用されており、多くの場合対象が宇宙的諸力なのか、地上の権力なのかは明確ではない。またリサ・ボーウェンズのように黙示的パウロ学派の中にも宇宙的力を社会悪の文脈で捉え、黒人解放の神学との接点を見出すものもいる²¹。エルンスト・ケーゼマンが、「黙示的神学とは、いついかなる場合にも、悪の力によって死に頻し、苦しめられている地上における解放の神学を意

¹⁸ 山口、「宇宙的な力としての罪」、28.

¹⁹ N. T. Wright and Michael F. Bird, *Jesus and the Powers: Christian Political Witness in an Age of Totalitarian Terror and Dysfunctional Democracies* (Grand Rapids: Zondervan, 2024), 50.

²⁰ ルカ 12:11、20:20、1 コリ 15:24、コロ 1:16、2:10、2:15、エペソ 1:21、3:10、6:12、テトス 3:1

²¹ 特に黙示的パウロの視点から黒人神学的パウロ解釈を展開しているものとしては以下を参照。Lisa M. Bowens, *African American Readings of Paul: Reception, Resistance, and Transformation* (Grand Rapids: Eerdmans, 2020).

味する」と述べているように、黙示的神学と解放の神学の親和性は高い²²。よって本論考においては宇宙的力と社会的力を区別することはせず、第三者的力としてまとめて「諸力としての罪論」として扱う。また、諸力としての罪を論じる上では、本来はサタンとの区別や関連性が論じられるべきだが、字数の都合上論考の対象とはしない²³。

Ⅱ それぞれの罪論の神学的課題

違反行為としての罪論の課題

次に、それぞれの罪論への神学的批判について紹介する。伝統的罪論は近年様々な批判を受けているが、代表的なのがフェミニズム神学や解放の神学からの批判である。解放の神学を代表するグスタボ・グティエレスは、「聖書は罪を『私たちが生きる秩序に異議を唱えることのない『精神的』救いを必要とする程度の、個人的、私的、あるいは単に内面的な現実としては描いていない。罪とはむしろ社会的、歴史的事実と見なされているのである」²⁴と、個人の心の問題として片付けられがちな違反行為としての罪理解を批判する。同様にフェミニスト神学者のダフネ・ハンプトンは、「聖書で罪は『ある社会階級が弱者を抑圧する』こととして描かれているとし、その源泉を家父長制度に見出し、男性主体の個人主義的罪論において見過ごされてきた点だと指摘する」²⁵。伝統的罪論に対する批判は様々であるが、共通しているのは、個人の違反行為の文脈でのみ罪を説明することは、個人を超えた政治的、社会、経済的構造による支配や抑圧を説明する上では不十分だというものである。

²² Ernst Käsemann, *On Being a Disciple of the Crucified Nazarene: Unpublished Lectures and Sermons* (Grand Rapids: Eerdmans, 2010), 8.

²³ サタン論と罪論の関係性については、黙示的神学の流れを組む神学者 Phillip Ziegler の論考を参照。Philip G. Ziegler, “‘Bound Over to Satan’s Tyranny’: Sin and Satan in Contemporary Reformed Hamartiology,” *Theology Today (Ephrata, Pa.)* 75, no. 1 (2018): 89-100.

²⁴ Gustavo Gutiérrez, *A Theology of Liberation: History, Politics, and Salvation* (Maryknoll, NY: Orbis Books, 1973), 175.

²⁵ Margaret Daphne Hampson, *Theology and Feminism, Signposts in Theology* (Oxford: Blackwell, 1990), 125.

諸力としての罪論の課題

諸力としての罪理解に対する批判も当然存在する²⁶。新約学者のサイモン・ギャサーコールは、第三者的な力としての罪の強調が、個人の道徳的責任を問うことができない神学へとつながる事を危惧する。「ローマ人への手紙において、パウロは人類の苦境の根源にある原罪の責任を人間に見出す。よって、力としての罪を論理的に優先させるのは問題となる可能性がある。」²⁷ 同様に、ルター派神学者のカール・ブラーテンは社会構造のような第三者的存在に罪を見出すことはむしろ罪の現実を矮小化してしまうと指摘する。「解放の神学は、社会的側面を含むように罪の概念を広げた点で正しい。しかし、その罪理解はむしろ狭い。罪とは貧困、抑圧、病気、人種差別、性差別、階級差別、資本主義などが全てなくなったとしても、人間の罪深さは何ら根本的に変わらないという深刻な腐敗状態なのである。」²⁸ またカトリック神学者ダーリーン・ウィーヴァーは、近年のキリスト教倫理の徳理論（virtue ethics）と社会倫理（social ethics）への傾倒を指摘し、第三者的存在としてのみ罪を語ることは、人間の主体性（agency）と責任を見過ごすことに繋がると継承を鳴らす²⁹。

罪を第三者的実体として捉えることには神学的課題も存在する。特に西方神学において悪は善の欠如として理解されてきた。アウグスティヌスはマニ教的な善惡の二元論的戦いを描く宇宙論に対して、悪とは善の欠如（privatio boni）であり、それ自体の実体を持たないと論じることによって完全なる善である神

²⁶ サイモン・ギャサーコールは動詞としての罪の用法（Rom 2:12, 3:23, 5:14, 5:16, 6:15）、ローマ書において明確に「個人の行い」として罪が描写されている箇所の存在（4:8, 5:13, 20, 14:23）などから、パウロの基本的な罪理解は「個人の罪」であると結論づける。Simon Gathercole, “‘Sins’ in Paul,” *New Testament Studies* 64, no. 2 (2018): 143-61.

²⁷ Gathercole, “‘Sins’ in Paul,” 156.

²⁸ Carl E. Braaten, *The Flaming Center: A Theology of the Christian Mission* (Philadelphia: Fortress Press, 1977), 155.

²⁹ Darlene Fozard Weaver, *Acting Person and Christian Moral Life* (Washington DC: Georgetown University Press, 2011) .

の唯一性を弁証した³⁰。黙示的パウロ学派は神と同列の存在として二元論的に諸力としての罪を描いているわけではないが、神に対抗する第三者的存在として罪が理解される時、その起源などを含めた存在論的な課題は残るだろう。

結局のところ、双方の罪論の課題は、罪の主体を個人に見出すか、宇宙的・社会的な第三者として捉えるのかという点にある。そしてそれぞれの立場への批判は罪論が導く倫理的適応に呼応する。罪を個人の違反としてのみ捉えるなら宇宙的・社会的側面を見落とし兼ねず、逆に罪を諸力としてのみ捉えるなら個人の罪を語ることが困難となる。字数の都合上詳しく扱うことができないが、当然この違いは倫理的側面だけでなく贖罪論的な違いにも繋がる。諸力としての罪論は罪からの解放としての救いを描く勝利者イエス論と親和性が高く、個人主義的罪論は人々の罪の身代わりとしての救いを描く伝統的な刑罰代償説と親和性が高いからである³¹。一見異なる二つの罪論を矛盾しない方法で捉える枠組みを思案することが神学の課題である。本論考は聖書学の研究ではないため、二つの罪論の積義的課題や、背景にあるユダヤ黙示思想については検討しない。むしろそれぞれの罪論が、パウロの罪理解の少なくとも一部を正しく捉えていると言う前提に立った上で、それぞれの罪論が矛盾せず共存しうる枠組みを模索するものである。

III 神学的方法論

議論を進める前に、神学的方法論について簡潔に述べる必要がある。神学

³⁰ アウグスティヌス、『エンキリディオン』XI.

³¹ 二つの罪論に対応する救済論の対比は以下を参照。J. Louis Martyn, *Theological Issues in the Letters of Paul*, (London: Bloomsbury Publishing US, 1997), 298-299. それぞれの贖罪論が相互補完的であることは様々な神学者によって指摘されており、様々な統合モデルが提示されている。例として、マックナルは、それぞれの贖罪論が福音の一部を表しているとする。Joshua M. McNall, *The Mosaic of the Atonement: An Integrated Approach to Christ's Work* (Grand Rapids: Zondervan Academic, 2019). 反対に、オリバー・クリスピはそれぞれの贖罪論の間にある論理的矛盾を指摘し、キリストとの結合を中心に新しい非刑罰代償的贖罪論（non-penal substitution）を提示する。Oliver D. Crisp, *Approaching the Atonement: The Reconciling Work of Christ* (Westmont: IVP Academic, 2020).

と聖書学の関係性については、ヨハン・ガーブラーが聖書神学（biblical theology）と教義学（dogmatic theology）を分類して以降、様々な定義と方法論が存在する³²。いかなる方法論を取るとしても、組織神学における一つの暗黙の了解は聖書全体が一貫性を保持しているという理解である³³。特に聖書を神の言葉として理解し、聖書の二重著者性を支持する福音主義神学は、聖書の統一性を重視する³⁴。英國国教会を代表する神学者であるジョン・ウェブスターが神学を「聖書的思考（biblical reasoning）」と定義づけたように、組織神学においては、聖書学の釈義的知見を元に、聖書全体に記された神の物語の中でそれらを位置付け、一貫性を見出す作業が求められる³⁵。

一貫性を見出す方法は様々であるが、その一つは様々な聖書の証言の全体像を描くための枠組みを思案することである。贖罪論における「刑罰代償説」や「勝利者キリスト説」などがその一例として挙げられる。それらは聖書全体を通して贖罪がどのように語られているか、様々な要素を統合するプリズムのような役割を果たす³⁶。そのような神学的枠組には「モデル」、もしくは「メタファ」という表現が用いられてきた³⁷。聖書の記述を理解するためのモデルや

³² John Sandys-Wunsch and Laurence Eldredge, “J. P. Gabler and the Distinction Between Biblical and Dogmatic Theology: Translation, Commentary, and Discussion of His Originality,” SJT 33 (1980): 135-158

³³ Millard J. Erickson, *Christian Theology* (Waco, Texas: Baker, 1998) 73. 邦訳はミラード・エリクソン、『キリスト教教理入門』、安黒務（訳）、（いのちのことば社、2019）。

³⁴ 同時にリチャード・ヘイズが指摘するように、「統一作業」は個々の聖書記者特有の声を無視する方法であってはならない。Richard Hays, *Moral Vision of the New Testament* (London: T&T Clark, 1997), 188.

³⁵ John Webster, “Biblical Reasoning,” *Anglican Theological Review* 90, no. 4 (2008): 733-51.

³⁶ アリスター・マクグラスは神学の役割として、光を様々な色に分解するプリズムのイメージを多用する。Alister E. McGrath, *Narrative Apologetics: Sharing the Relevance, Joy, and Wonder of the Christian Faith* (Grand Rapids: Baker, 2019), 139.

³⁷ 例としてオリバー・クリスピは「モデル作成」という表現を用い、コリン・ガントンらは「メタファ」の表現を好む。Oliver D. Crisp, *Approaching the Atonement*, 27. Colin E. Gunton, *The Actuality of Atonement: A Study of Metaphor, Rationality and the*

メタファ自体は「三位一体」のように、聖書に直接記述されている用語や概念である必要はない³⁸。

では、罪論において二つの罪論が「矛盾しない」ことを示すためにはどのようなモデルが適切であろうか。「矛盾」とは二つの命題の相互排他性を前提とする。「罪は個人の違反行為である」と「罪は第三者的諸力である」という二つの命題は一見すると論理的に矛盾しているといえる。同じ次元で考えた場合、この二つの命題は相互排他的であり、必然的に罪の主体を巡る二者択一を迫られることになるだろう。

実際アメリカの福音派の一部においては、第三者的諸力としての罪を伝統的罪論の立場から完全に否定する排他的還元主義が盛んである³⁹。例えばバウディー・バウカムは、「Woke運動（訳註：BLMを中心とした人種差別に対する啓蒙運動）の中心には、人種差別の罪はもはや個人の罪として理解されるものではないという考えがある。その代わりに、この言葉は現在、『制度的／構造的人種差別』とその結果に関するものとして理解される」と記した上で、このような「構造的罪（social sin）」の概念はマルクス主義的な批判的人種理論（critical race theory）から来るものであり、聖書の罪理解と反するものとして糾弾する⁴⁰。バウカムいわく聖書が語る罪とはあくまで個人の違反行為のことである。

Christian Tradition (London: T&T Clark, 1988), 29.

³⁸ 聖書テキストに登場する用語の変遷を救済史的に辿る Biblical Theology の試みが近年アメリカの福音派では盛んである。その反面、組織神学は「二性一人格」など、聖書の記述から導き出されつつも、聖書本文には登場しない用語をカテゴリとして用いる。初代教父が聖書外の、特にギリシャ哲学におけるカテゴリを用了ことを「キリスト教のヘレニズム化」として批判する動きがハルナック以降の19-20世紀神学において顕著であった。しかし、ヘレニズム化説に関しては様々な観点から近年疑問が持たれている。Christoph Marksches, “Does It Make Sense to Speak about a ‘Hellenization of Christianity’ in Antiquity?” *Church History and Religious Culture* 92, no. 1 (2012): 5-34 を参照。

³⁹ Voddie T. Baucham, *Fault Lines: The Social Justice Movement and Evangelicalism's Looming Catastrophe* (Washington DC: Salem Books, 2023), 84.

⁴⁰ 同上, 47.